

## AM&amp;T CHINA LEGAL UPDATE

## CONTENTS

- I AM&T CHINA LEGAL UPDATE の発刊に寄せて -森脇 章-
- II Lawyer's Eye -屠 錦寧中国弁護士-  
～人民元建て FDI の最新動向～
- III 中国法令アップデート
- ・中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法（改正法）（中国インターネット情報センター）
  - ・中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決手続規則（改正法）（中国インターネット情報センター）
  - ・中国インターネット情報センタードメインネーム登記実施細則（改正法）（中国インターネット情報センター）
  - ・インターネット情報サービス管理弁法（改正意見募集稿）
  - ・非上場公開会社監督管理弁法（意見募集稿）
  - ・証券投資ファンド管理会社管理弁法（意見募集稿）
  - ・遊休土地処置弁法（改正法）（国土資源部）
  - ・安全生産法（改正意見募集稿）（全人代常務委員会）
  - ・最高人民法院による売買契約紛争案件審理の法律適用に関する問題の解釈
  - ・最高人民法院、最高人民検察院によるインサイダー取引及びインサイダー情報漏えい刑事案件の処理における具体的な法律の適用に関する若干問題の解釈

## I AM&T CHINA LEGAL UPDATE の発刊に寄せて

— 森脇章 —

このたび、これまで発刊しておりました「法令調査報告」の内容を一新し、「AM&T CHINA LEGAL UPDATE」として配信させていただくこととしました。

弊職が初めてニュースレター配信したのは2000年12月のことです。当時は「中国室・事務所報」と呼んでいました。まだ、インターネット上の情報にも限りがあり、北京事務所では新聞を2-3誌とって、毎日法令情報の切り抜きをしていました。当時はこうした情報を収集し、まとめて配信すること自体に一定の価値を見いだせた時代だったと思います。

あれから12年が経とうとしています。その間、何度かリニューアルを行いましたが、今回は内容を大幅に充実させ、多くの皆様にお送りできればと考えております。

今回のリニューアルでは、内容を以下のように改めました。

1. 「Lawyer's Eye」及び「中国相談室」

弊所の中国人弁護士による読み物です。「Lawyer's Eye」は、中国に関するホットトピックをコンパクトに分かりやすく解説したもので、「中国相談室」は最近の中国の法制度についていただいたご質問に回答するものです。隔回で交互に掲載することを予定しています。

2. 中国法令アップデート

これまで比較的詳しい解説や翻訳を掲載していましたが、解説を凝縮し、より多くの法令を紹介できるようにいたしました。

3. 配信回数

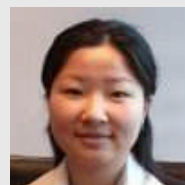
これまでは、随時配信していましたが、今後は月2回配信することとしました。

今後もよりよいものを配信できるよう日々努めて参る所存です。ご意見、ご要望、ご質問、ご感想、アイデア等ございましたら、いつでもお寄せ下さい。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
パートナー 弁護士 森脇 章

## II Lawyer's Eye

### 人民元建て FDI の最新動向



中国弁護士 屠 錦寧

中国では、グローバル金融危機以降、人民元の国際化がハイペースで進んできていることは周知のとおりである。人民元建ての貿易決済取引が加速するなか、海外で保有する人民元による対中直接投資（新設、増資、買収を含む。以下「人民元建て FDI」という。）についても、正式な解禁となる一連の通知が昨年末に公布された。すなわち、商務部は 2011 年 10 月 12 日付けで「クロスボーダー人民元建て直接投資関連問題についての通達」を公布し、人民銀行は 2011 年 10 月 13 日付けで「外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法」を公布し、人民元建て FDI の実務面での手続を明確化しており、これにより人民元建て FDI が進むことが予想される。

しかし、実際のところ、正式解禁から現在に至るまで、人民元建て FDI が行われた事例は、北京、天津など主要都市でも数件に過ぎないというのが現状である。

なぜ、人民元建て FDI が予想されたほど活発に利用されていないのか。

主な理由としては、これまでの外貨建て FDI ではなくあえて人民元建て FDI を利用することについて、それほど大きなメリットが見出せていない状況だからではないかと推測する。

外貨建て FDI の場合、資本金として払い込まれた外貨は、投資先企業が使用する都度「元転」を行う必要がある。しかしながら、元高が進む中、資本金を装ったホットマネーの流入を抑制するため、外貨管理局は元転時の資金用途の審査について極めて厳格に行う傾向にある。例えば、資本金の元転にあたり、銀行または外貨管理局に対し、資金の使用目的の説明および前回の元転資金の用途証明書を提出する必要がある。手元準備金名義の元転も許容されているが、一回につき 5 万米ドル、月に 10 万米ドル相当額が上限とされているので、手元資金としては心もとない。

これに対して、人民元建て FDI の場合、直接人民元で資本金口座に振り込まれるため、いちいち元転手続を行う必要はなく、（外貨管理局の厳しい管理が及ばないため）外貨建て FDI の場合と比べて自由に資本金を引き出すことができるのではないかとされている。しかし、中国の銀行には、人民元資本金の使用に関する真実性及び合法性についての審査・監督が義務付けられており、銀行は外貨管理局と同程度の審査・監督を行う可能性がありうるため、実質的に考えて「法の抜け道」となる可能性は低いと思われる。

また、別の理由としては、オフショア人民元の調達の難易度、コストが考えられる。

オフショア人民元の調達について、中国は、ホットマネーの流入を抑制するため、中国・外国の銀行間における人民元為替売買行為を取引の実需に基づく貿易取引の人民元決済に限定している。中国政府は、いくつかの国・地区とのスワップ協定を締結しているものの、現段階における人民元の購入枠は、人民元決済資金の海外供給を十分に保証できる体制とはいえない。（特に香港以外の）外国投資家にとって人民元の調達はいまだに容易ではなく、調達コストも高い。また、人民元建て資金の運用機会の拡充に伴い、オフショア人民元に対するニーズも増大しているなか、せっかく入手した人民元を FDI

に回すことは、人民元資金が手元に潤沢にあるような例外的な場合を除き、それほど合理的ではないとする見方もある。

以上のような理由から、人民元 FDI の利用が進むには、今しばらくの時間がかかると思われる。

---

### Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

#### 最新中国法令の解説

##### <インターネット>

##### 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法（改正法）（中国インターネット情報センター）

[ポイント]本弁法は、中国インターネット情報センターによるドメインネーム紛争の処理手続について定めたものであり、現行法の改正法である。インターネット情報センターは、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）に設置される機関であり、ドメインネームに関する紛争の解決機関とされる。今回の改正により、同センターによる裁決の執行が完了するまでは、ドメインネーム保有者はドメインネーム登録サービス機関を変更してはならないことなどが明らかにされた。

（2012年5月28日公布、2012年6月28日施行）

[原文] 中国互联网络信息中心域名争议解决办法

##### 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決手続規則（改正法）（中国インターネット情報センター）

[ポイント]本規則は、「中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法」（上述）に基づき、中国インターネット情報センターによる紛争解決手続についてより具体的に定めたものであり、現行法の改正法である。この改正により、本規則により紛争解決手続の申立人と被申立人の間で送付される文書は原則としてデータ形式でやり取りを行うことや、同一のドメインネーム紛争について提起された裁判や仲裁手続があるときは、被申立人が答弁書上で説明を行うべきことなどが盛り込まれている。

（2012年5月28日公布、2012年6月28日施行）

[原文] 中国互联网络信息中心域名争议解决程序规则

##### 中国インターネット情報センタードメインネーム登記実施細則（改正法）（中国インターネット情報センター）

[ポイント]本細則は、「中国インターネットドメインネーム管理弁法」に基づき、ドメインネームの登録手続について具体的に定めたものであり、現行法の改正法である。ドメインネームの登録は、中国インターネット情報センターと契約したドメインネーム登録サービス機構に対して行う必要があるが、改正法では、このドメインネーム登録サービス機構によるユーザ情報の保護に関する規定が新設されるなどの修正が行われている。

（2012年5月28日公布、2012年5月29日施行）

[原文] 中国互联网络信息中心域名注册实施细则

##### インターネット情報サービス管理弁法（改正意見募集稿）

[ポイント]本弁法（意見募集稿）は、インターネット情報サービスについて定めたものであり、現行法の改正法である。本改正では、ブログやミニブログなどのサービスも、インターネット情報サービスの一環として許可制が取られること（もっとも、その要件などは本弁法中では明らかにされておらず、別途制定される法令によることとされてい

る。)や、ブログ、ミニブログなどのユーザが真実の身分情報を登録すべきことなどが明らかにされている。なお、本弁法は、現行法に引き続き、インターネット情報サービス付加価値電信業務許可の取得要件、取得手続を定めている。付加価値電信業務許可は、外商投資企業にとっては取得が困難であるため、外国企業が契約等によって実質的に支配する内資企業に取得を行わせることがあるが、こうしたストラクチャーの適法性については必ずしも明確ではなかった。本弁法には、こうしたストラクチャーの適法性につき、直接的には言及しておらず、今後も引き続き問題となり得るものと思われる。(2012年6月7日～2012年7月6日まで意見募集)

[原文] 互联网信息服务管理办法 (修订草案征求意见稿)

## <会社>

### 非上場公開会社監督管理弁法 (意見募集稿)

[ポイント]本弁法 (意見募集稿)は、「会社法」、「証券法」などに基づき、非上場公開会社に対する監督管理について定めたものである。非上場公開会社とは、上場していないが、(1)株式の特定の対象に対する発行や譲渡により株主の累計が200名を超すか、又は(2)株式を公開方式で公衆に対して公開譲渡する会社をいう。本弁法では、非上場公開会社に対し、証券監督管理委員会が定める事項を盛り込んだ定款や株主総会、董事会、監事会の議事規則の制定を求めるなど、コーポレート・ガバナンスを強化することや、年度報告書、半期報告書 (株式の特定の対象に対する発行や譲渡により株主の累計が200名を超す会社については年度報告書のみ)の開示を行うことなどが求められている。

(2012年6月15日～2012年7月16日まで意見募集)

[原文] 非上市公众公司监督管理办法 (征求意见稿)

## <金融>

### 証券投資ファンド管理会社管理弁法 (意見募集稿)

[ポイント]本弁法 (意見募集稿)は、証券投資ファンド管理会社の管理について定めたものであり、現行法の改正法である。本弁法では、証券投資ファンド会社の持株比率5パーセント以下の株主につき、現行法で要求されている資格条件が要求されなくなっているほか、株主の変動につき証券監督管理委員会の認可が要求されなくなっているなどの面で現行法の規制が緩和されている。一方、証券投資ファンド管理会社がその子会社を通じて比較的リスクが高い業務を行う場合があることに鑑み、子会社の管理に関する規定を大幅に追加している点も注目される。

(2012年6月21日～2012年7月20日まで意見募集)

[原文] 证券投资基金管理公司管理办法 (征求意见稿)

## <不動産>

### 遊休土地処置弁法 (改正法) (国土資源部)

[ポイント]「土地管理法」、「都市不動産管理法」などにより、土地所有権の払下を受けた後、払下契約に定める期限から2年を過ぎても開発に着手しない場合には、土地所有権の無償回収を受けるものとされているが、本弁法は、その対象となる遊休土地の調査、認定手続などについて具体的に定めたものであり、現行法の改正法である。「都市不動産管理法」によると、政府関連部門の行為などにより開発に着手できなかった場合には必ずしも無償回収の対象にはならないものとされているが、今回の改正により、政府関連部門の行為による場合と認定される場合 (国有建設用地使用権有償使用契約に定められた期限までに土地の引渡しが行えず、その結果開発進行ができなくなった場合など)やその場合の措置 (契約による土地所有権の有償回収など)なども具体的に明記された。実際には、政府側の事情により開発に着手できず、遊休土地となってしまう場合が少なくないため、この改正は、土地所有権者の利益の保護につながるものと思われる。

(2012年6月1日公布、2012年7月1日施行) (国土資源部令第53号)

[原文] 闲置土地处置办法

#### <安全生産>

##### 安全生産法（改正意見募集稿）（全人代常務委員会）

[ポイント] 本法（意見募集稿）は、生産安全事故の防止などを目的として定められたものであり、現行法の改正法である。この改正案では、安全生産に関する社内規定の制定及び改正に際しては労働組合の意見聴取を行うべきことや、違法行為を行い、情状が重大な生産単位については、社会に公表することなどが盛り込まれている。また、違法行為に対する罰則についても、過料の額の引き上げなどにより制裁が強化されている。

（2012年6月4日～2012年7月5日まで意見募集）

[原文] 安全生産法（征求意见稿）

#### <司法解釈>

##### 最高人民法院による売買契約紛争案件審理の法律適用に関する問題の解釈

[ポイント] 本解釈は、「契約法」などに規定のある売買契約に関する紛争についての司法解釈である。「契約法」第167条1項によると、代金が分割払いの場合、買主が代金全額の5分の1を支払っていないときは、売主は契約の解除をすることができるものとされるが、本解釈では、本条が適用されるのは、支払回数が3回以上の場合であることや、本規定よりも買主に不利な特約を行っても無効であることなどが定められている。また、本規定は、二重売買の処理など実務上の問題にも言及しており、企業間取引にも大きな影響を与え得るものであるため、十分な検討を要するものと思われる。

（2012年5月10日公布、2012年7月1日施行）

[原文] 最高人民法院关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释

##### 最高人民法院、最高人民検察院によるインサイダー取引及びインサイダー情報漏えい刑事案件の処理における具体的な法律の適用に関する若干問題の解釈

[ポイント] 本解釈は、インサイダー取引及びインサイダー情報漏えいに関する規定（刑法第180条等）に関する司法解釈である。本罪の主体は、「インサイダー情報を知る者」及び「インサイダー情報の不法な取得者」であるが、本解釈は、これらの要件をより具体的に定めたものである。一方、事前に締結した書面契約、指令、計画に基づき証券、先物取引を行った場合などには、「インサイダー情報に係る証券、先物取引」を行ったことにならず、刑法第180条に該当しないことも明確にされている。

（2012年3月29日公布、2012年6月1日施行）

[原文] 最高人民法院、最高人民検察院关于办理内幕交易、泄露内幕信息刑事案件具体应用法律若干问题的解释



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、  
中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com)) 又は若林 耕

([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com)) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。  
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、

[china-newsletter@amt-law.com](mailto:china-newsletter@amt-law.com)

までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス) (北京オフィス)

森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然



## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー38階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)

URL: <http://www.amt-law.com/>

### 安德森・毛利・友常律師事務所北京代表处

中華人民共和国北京市朝阳区東三環北路5号  
北京發展大厦809室

郵編 100004

Tel: +86-10-6590-9060 (代表)

Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)